

特別管理産業廃棄物管理責任者に係る要綱

平成27年4月1日施行

改正 令和3年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「責任者」という。)の設置に関する必要な事項を定める。

(責任者の資格)

第2条 責任者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1号に掲げる要件を満たした者。この場合において、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験(以下「実務経験」という。)とは、法第7条又は第14条の処分業の施設及び第8条(第9条の3を含む)又は第15条の処理施設に従事した経験とする。
- (2) 別表の第2号の知識及び技能を有すると認められる者。この場合において、知識及び技能を有すると認められる者とは、責任者講習を修了した者とする。
- (3) 排出される特別管理産業廃棄物が感染性産業廃棄物のみの場合で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第1号イに定める者を責任者として設置する場合は、責任者講習受講の必要はない。

(責任者設置[変更]報告書の提出)

第3条 排出事業者は、責任者を設置又は変更した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。ただし、廃石綿除去工事は事前届けとする。(PCB廃棄物は除く。)

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業場の所在地
 - (3) 責任者の氏名、職名及び資格
 - (4) 責任者を置き、又は変更する必要が生じた事由及び当該事由が発生した年月日
- 2 前項の報告書には、前条第2号に掲げる講習の修了者は修了証の写しを添付しなければならない。
- 3 第1項の報告書には、前条第3号の場合はその資格を証明する証明証を添付しなければならない。

(責任者の専門的知識の修得)

第4条 責任者は、法第12条の2第8項に定める業務を担当するとともに、特別管理産業廃棄物処理に係る最新の専門的知識について、積極的に修得に努めること。必要に応じ、責任者講習を受講すること。また、都知事が独自に開催する講習会については、必ず受講しなければならない。ただし、第2条第3号に掲げる場合はこのかぎりではない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関)

第5条 特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関は、別途運用基準に定める。

(その他)

第6条 本要綱で定めるもののほか、本要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱の改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

| 号 | 資格要件 | | 実務 経験 |
|---|--------------------------------|--|----------|
| | 経歴等 | | |
| 1 | 環境衛生指導員 | 環境衛生指導員 2 年以上 | |
| | 大学 | 理学、薬学、工学若しくは農学の課程で衛生工学(旧制大学の場合は土木工学)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業 | 2 年以上 |
| | 大学 | 理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程で上記以外の科目を修めて卒業 | 3 年以上 |
| | 短期大学 高等専門学校 旧制専門学校 | 理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程で衛生工学(旧制専門学校の場合は土木工学)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業 | 4 年以上 |
| | 短期大学 高等専門学校 旧制専門学校 | 理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程で上記以外の科目を修めて卒業 | 5 年以上 |
| | 高等学校 中等教育学校 旧制中等学校 | 土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業 | 6 年以上 |
| | 高等学校 中等教育学校 旧制中等学校 | 理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業 | 7 年以上 |
| | 上記以外の者 | | 10 年以上 |
| 2 | 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 | | |